

盛岡広域振興局長告示第12号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成22年5月11日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
0370104028	訪問介護さくら館	盛岡市長橋町3番47号	特定非営利活動法人圭和会	平成22年5月1日

2 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
0370104010	茶話本舗デイサービス 東山之家	盛岡市東山一丁目13番 7号	株式会社アクア	平成22年5月1日